監査報告書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長 高 橋 隆 晋 殿

令和5(2023)年5月8日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

監事 信太 貢 印

監事木村一美印

監事齋木賢二印

監事 櫻井 清印

私ども公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「当法人」という。)の監事4名は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第24会計年度における当法人の会計監査及び業務監査を行った。その結果を次のとおり報告する。

なお、監査を行うにあたっては、当法人の健全で持続的な成長を確保し、それを担保する ことが監事の基本的な責務であることと認識し、当法人の良質な統治体制の確立と運用によ る社会的責任の遂行及び社会的信頼の向上を基本的な視点とした。

特に、業務監査においては、理事の職務の遂行が法令・定款を遵守して行われているかど うかのみならず、理事の執行判断にかかわる事項については、善管注意義務違反がないかど うかも監査の対象とした。

第1 監査の方法の概要

- 1 会計監査については、当法人の本部及び各支部の決算関係書類たる帳簿並びに書類の閲 覧等、必要と思われる監査手段を用いて当該書類の正確性を検討した。
- 2 業務監査については、理事会及び常任理事会への出席並びに理事からの報告の聴取等により、執行の決定過程及びその内容並びに理事の業務執行の法令、定款への抵触及び善管注意義務違反の有無を検討した。

第2 監査意見

- 1 会計監査について
- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当法人の

収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

但し、ある支部における司法書士会に対する業務委託費の支払いにつき、両者間の業務委託契約書に定めのない支出があり、その適否が不明のため仮払金として処理している。また、別の支部において、100万円を超える支出につき本部常任理事会の承認を得ていないもの及び研修実施報告のない研修講師謝金の支払いと認めざるを得ない支出があり、その適否が不明のため仮払金として処理している。いずれも、早急に各疑問点を解明し、当該支出の適否を判断したうえで、適正に処理することを求める。

(2) 財務三基準について

① 収支相償

令和4年度の公益目的事業経常収益は617,312,987 円、経常費用777,070,873 円 +特定費用準備資金の公益目的事業積立額136,600,000 円の合計913,670,873 円であり、公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えていないので、基準を満たしている。(*公益目的事業に係る特定費用準備資金に積み立てた金額がある場合には、その積立て額を収支相償の計算上は費用とみなして、事業に関する費用の額に加算)

② 公益目的事業比率

令和4年度の公益実施費用額(事業費+特定費用準備資金積立額)は913,670,873円、管理運営費用額(管理費+特定費用準備資金積立額)は323,350,179円、その比率は73.9%であり、50%を超えているので、基準を満たしている。

※公益目的事業比率=公益実施費用額/(公益実施費用額+収益等実施費用額 +管理運営費用額)

(*特定費用準備資金に繰り入れた金額がある場合には、その繰入額を費用と みなして事業等の区分に応じてそれぞれの経常費用に加算)

③ 遊休財産保有制限

令和4年度の遊休財産額は843,700,533円、遊休財産の保有上限額(事業費+特定費用準備資金の公益目的事業積立額)は913,670,873円で、その比率は92.3%であり、上限額を超えていないので、基準を満たしている。なお、昨年度の上記比率は152.9%であって、昨年の監査報告中「危機的状況」と表現しその抜本的対策の必要性を述べたが、執行部による一定の施策遂行により上記のとおり遊休財産保有制限基準内に改善されたものであることが認められる。

- ※遊休財産額=資産-(負債+一般社団法人法 131 条の基金)-(控除対象財産ー対応負債の額)
- ※遊休財産の保有上限額=1年分の公益目的事業費相当額
- (*公益目的事業に係る特定費用準備資金に繰り入れた金額がある場合には、その繰入額を費用とみなし、遊休財産額の上限額である1年分の公益目的事業費相当額に加算)

2 業務監査について

(1) 事業執行について

令和3年度と比較すると回復傾向にあるといえるが、特に(公3)成年後見普及啓発事業については、今後を見据え、より積極的な事業執行が行われることを期待する。

(2) 支部監査について

監事は年4回開催する監事会において、支部から提出された会計資料を通覧し、また監査チェックリスト等により支部における監査を確認している。今期においても一部支部では適時の会計処理が行われず、支部における監査機能の不全もみられた。このような一部支部における問題は当該支部のみの問題ではなく法人全体が解決すべき課題ととらえ善処されたい。

- (3) その他、理事の職務遂行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- 3 その他の事項に関する監査意見
- (1) 名簿登載会員の財産侵害に関する交付金について

残念ながら、当法人会員による不祥事は皆無とは言えない。

第二期基本計画では、「専門職団体・・・には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による・・・損害を補填するための保険」等、実質的な被害救済の検討を課題としている。

今期、従前の「身元信用保険の代替金」を「名簿登載会員による財産侵害についての交付金」(以下、交付金)に改め、支給額増額により被害額補填の拡大、支給範囲の拡充も図られたことは、成年後見制度の信頼維持に寄与するものであると評価する。

一方で、本制度の実施にあたっては、交付金の迅速な支給等、運用上適切な対応が求められるとともに、当該制度における受給者の税負担等のマイナス面が存在することも指摘しておく。成年後見制度と当法人に対する信頼維持のために必須の制度の一つとしてさらなる改善を図るべく、その検討に期待したい。

(2) 支部の業務執行について

数年前から機能不全に陥っている支部の問題がいまだに継続している。また、今回、 支部役員の独善が原因と思われる予算執行が露見した。

支部が十全に機能しなければその地域における後見業務は他の組織が担うこととなり、会員は当法人の存在意義に疑問をもち、当法人を退会する者も出てくることとなる。支部会員数、予算規模、司法書士会との関係等、各支部の特質を把握し、理解した対応が必要である。本部の委員会も含めた担当部署の分掌確認や協働も検討されたい。

また、支部の独善的行為は支部役員の考え違いや本部の指導力不足も原因の一つであるう。執行部が真摯に対応していることは認められるが、何らかの具体的な解決方法が必要である。これらの問題は当法人の存立に関わる重大な問題であることを十分に認識し、迅速に対応することを求める。